

令和7年3月12日

公益財団法人
北海道民生委員児童委員連盟
会 長 佐 川 徹 様

民児協のあり方検討委員会
委員長 鳥 居 一 頼

令和6年度民児協のあり方検討委員会答申書

本委員会に諮問がありました6つの事項につきまして、今年度は4回にわたり委員会において検討を重ねてまいりました。前年度の答申においては、さまざまな提案をしたところですが、限られた職員数および財源の中で真摯に取り組みに着手していることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、本委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本委員会において整理した民生委員児童委員（以下、「民生委員」）を取り巻く今日的課題を踏まえながら、年度末のまとめとして以下の内容をもって答申いたしますので、ご高配のほどよろしく申し上げます。

記

1. 諮問を受けた事項

- (1) 支え合う民児協づくりを目的とした民児協運営のあり方の研究および提案に関する事項
- (2) 民生委員児童委員の研修のあり方の研究および提案に関する事項
- (3) 民生委員児童委員のなり手不足の課題に関する研究および提案に関する事項
- (4) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の進捗状況の評価に関する事項
- (5) 道民児連市町村民児協活性化事業モデル指定民児協の選考に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

2. 委員会委員の氏名等（敬称略）

役 職	氏 名	所 属	選出区分
委員長	鳥居 一頼	地域福祉アドバイザー	学識経験者
副委員長	馬淵 一	北海道民生委員児童委員連盟理事	道民児連理事
委 員	松田 尚美	富良野市民生委員児童委員協議会会長	住民支え合いマップ実践者
〃	篠原 辰二	(一社)ウェルビーデザイン理事長	福祉人材育成事業関係者
〃	藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会常務理事・事務局長	社会福祉協議会関係者
〃	太田 早紀	岩見沢市民生委員児童委員協議会事務局	民児協事務局担当者
〃	長谷川 稔	北海道民生委員児童委員連盟常務理事	道民児連理事

3. 本委員会において整理した民生委員活動に関わる課題の今日的背景

(1) 民生委員、民児協および一斉改選の動向に関すること

- 市町村民生委員児童委員協議会基本調査（以下、「基本調査」）の結果によると、2期目で会長に就任している委員が確認されている。民児協運営を担う会長および副会長の職に至るまで、その年数が短くなっているケースが散見される。中堅民生委員児童委員教室（以下、「中堅教室」）の参加対象は、経験年数の浅いリーダーかつ委員在職期間3期目以内というように、絞り込んでいった方が整理しやすい。
- 今年度実施した“民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査”（以下、「選任実態調査」）と令和5年度基本調査のクロス集計を行った。結果、委員の平均年齢が高い民児協、または欠員がある民児協は、早期に一斉改選の取り組みに着手する傾向が確認された。道民児連がこれまでの実践において、年齢層が高い、あるいは欠員のある民児協に対しては、早期の取り組みを促すことができていることが明らかとなった。結果として、欠員補充されているかどうかは別であるが、道民児連の働きかけがしっかりできている成果と言ってよい。
- 選任実態調査では、民生委員児童委員選任要領および審査方針（以下「選任要領等」）に対する意見も聴取している。選任要領等においては、定例会の出席率は60%以上と定められているが、この要件を撤廃すべきという意見が増えている。活動時間の要件についても週に14時間という定めに対しては、7時間程度で良いという意見が目立つ。令和3年度選任実態調査の結果、主任児童委員の年齢制限が引き上げられたが、令和7年の選任要領等の改正では、定例会出席率や活動時間に関しても議論が必要だと感じる。
- 市町村担当部局が一斉改選の事務を進めるにあたっては、当該年度に適用される選任要領等が可能な限り早く明らかになっていることが望ましい。令和4年一斉改選から適用された選任要領等においては、主任児童委員の年齢制限が新任・再任ともに60歳に引き上げられた経過がある。しかし、その周知が当年4月であったため、年齢要件により推薦から漏れてしまった事例の報告も受けている。本件については、北海道担当部局と連携を図り早い段階で一定の見通しを示す必要がある。
- 令和7年一斉改選では、団塊の世代が漏れなく75歳以上となる。令和4年一斉改選において、後任者が見つからないことを理由に75歳を超えた委員の留任が相次いだ。令和7年一斉改選も、同様の事例が増える可能性がある。そうなった場合、令和10年の一斉改選が困難を極める可能性も否めない。現場の声としても、「辞めたいけど後任がない」という委員が多いという意見が聞かれる。75～80歳くらいの委員は、自分が元気なので続けるという方もいる。状況次第では留任する方が多くなるかもしれない。

(2) 住民支え合いマップの取り組み推進に関すること

- 住民支え合いマップは、活動指針の中でも4つの重点項目を包含し、下支えする取り組みに位置付けられている。しかし、その理由とマップ作成の効果については、概要説明だけでは伝わらないので、現地指導のように実際に取り組みながら考え経験しながら理解していくものではなかろうか。住民支え合いマップは、高齢者や障がい者等の対象を問わず、地域住民同士の関係や日々の取り組みが可視化したものであり、後任への引継ぎにあたって重要なアイテムとなる。マップ作成から生じる付帯的な効果も示していないと、この取り組みは形骸化すると感じている。定着、更新、持続には、一定のサポートが必要ではなかろうか。
- 住民支え合いマップの効果的運用と持続の課題については、組織マネジメントが重要であると考えられる。マップの作成方法などは習得できたとしても、その取り組みを運用するためのマネジメントが欠けていれば、結果は伴わない。富良野市民児協の場合は、マッ

作成のルール化、班体制による実施など、役員によるマネジメントが機能していることで成果が出ている。また、関連して、支え合いマップの取り組みを、民児協組織として実施した場合、継続性が担保できる。単位民児協において、住民支え合いマップの取り組みを推進する場合、作成方法のレクチャーと並行して民児協運営をマネジメントすることが必要となり、その体系化に向けては今後も実践を踏まえた議論を重ねていく必要がある。

(3) 民児協事務局に関すること

- 自治体によっては事務局職員が研修会に同席しない。その理由について「聞く必要がない」と回答するのは、はからずも公務として事務局を担う者の意識の低さを露呈する。研修参加にあたっては、長距離運転を余儀なくされるケースもあり、事務局職員のサポートは必要不可欠である。民生委員が安心して活動するためには、お互いが信頼し理解し合うことが重要であり、そのためにも事務局職員が研修に参加するという当たり前をつくって行かなければならないと考える。
- 北海道において民児協事務局を行政職員が担う自治体が多い。当然事務局職員は当該自治体の福祉全体のことを考えなくてはいけない立場にもある。当事者である民生委員の思いを聴く場として、市町村民児協事務局職員研修会（以下、「事務局職員研修」）におけるグループワークの実施にあたっては、事務局職員だけではなく民生委員と混合してはどうか。他市町村の委員の直接の声を聞き実態を知ってもらうだけでも学習効果がある。事務局が本来すべきことを委員が拾い上げて苦勞している実態を理解することで、「ありがとう」「ご苦勞さん」という言葉にもいたりや思いやりが感じられるようになるのではないかと。相手の心情を汲むこともなく事務的な言葉で対応する事務局職員では、民生委員は育たない。民生委員がどういう立場でどういう思いで活動を行っているのか、相互理解することで事務局を担う職員も生かされるのである。
- 民児協事務局が民生委員活動への正しい認識や課題の共有、委員への共感的理解をしたうえでの事務処理能力を發揮しない限りは、民生委員を下支えできない。行政職員が3～4年で異動する実態はなかなか変えられないが、引継ぎが書面だけで終始し、喜びや悩みが伝えられていない実態もある。道民児連が引き継ぎのタイミングを見計らって研修機会をつくることは、とても重要である。事務局職員研修には大きな期待を寄せている。
- 事務局職員にこそオンラインサロンが必要ではないか。市町村民児協同士の横の連携が作りにくい状況からも、ニーズはあると考える。事務局職員研修と事務局オンラインサロンはとても魅力的な企画である。

(4) 道民児連事務局体制に関すること

- 令和7年度には、北海道において全国民生委員児童委員大会の開催が控えており、道民児連事務局の業務負担が大きくなることを懸念している。
- 現状における道民児連の職員数と業務量のバランスを考慮すると、答申内容に新たな事業の提案等を追加するのは厳しい。コロナ禍以降、道民児連では時勢に合わせてさまざまな新規事業を展開してきたが、逆に廃止した事業はない。時期を見計らって、総体的な事業の選択と集約を検討することも必要と考える。

(5) その他

- 昨今の民児協活動において、ICTを活用した事例が散見される。単に民生委員に対してタブレット端末を配布するだけの事業については、今後慎重にモニタリングしていく必要があるが、ハード整備が進められるなか、先駆的なICTの活用事例については道民児連としても情報提供していくことが必要となる。ICT整備の拡充や新たな展開について、提言していくことも視野に入れたい。

○道民児連では毎年異なるテーマの統計調査を実施しており、その調査結果を踏まえて多様な事業に反映されている点においては、全国的に先駆的な実践をしているものと認識し評価している。ただ、学術的な統計データについては、分かりにくい点は否めない。道民児連では報告書を作成し、会長・副会長や事務局を対象とした研修において報告をしているが、それ以外の委員や関係者には報告を聞く機会が乏しいので、補完するような取り組みがあってもよいのではないかと。

○子どもに関わる福祉教育は、学校だけではなく地域での取り組みを促すことが求められる。西日本では児童委員が子どもの貧困対策に取り組む事例も多い。道内において、西日本に比べ子ども食堂等の取り組みを進めている事例は多くないが、地域で子ども食堂を実施しているか否かというよりも、子どもを見守る視点や取り組みがなされているかがポイントである。民生委員が地域と連携を取りながら福祉教育に取り組むのは今日的課題であり意義は十分ある。道社協が開催している「福祉教育・ボランティア学習セミナー」では、近年オンラインでの民生委員の参加実績もある。

4. 令和6年度の実践に対する評価～本委員会のこれまでの答申を踏まえて～

(1) ICTを活用したオンデマンド配信やWEBサイトの充実

本委員会において、“研修視聴覚教材のオンデマンド配信”の充実・強化について提案した経過がある。現状では、貴連盟で運用しているホームページ上において、今年度は4本の研修および活動紹介動画をアップロードし、公開している動画は合計10タイトルを数える状況にある。関連して、従来から運用している「市町村民児協事務局専用ページ」に加え、今年度は「民生委員児童委員専用ページ」も開設した。これは委員が直接アクセスし、関係資料をダウンロードできるよう利便性を高める取り組みである。ICTの活用度が高まる今日にあって、時代にマッチした取り組みを提唱していかなければならない。

(2) 一斉改選に向けたモデルスケジュールの効果

本委員会においては、これまで“委員のなりて不足”の現状を大きな課題として取り上げ議論を重ねてきた。その過程で、単位民児協における定数や区域設定見直しの必要性を言及し、一斉改選における計画な取り組みの必要性を提言してきた経過がある。

一方、令和3年度に実施した改選実態調査の結果、「早期に一斉改選に関する取り組みを実施する民児協は欠員が少ない傾向にある」という結果が明らかとなった。このことに基づき、貴連盟では、この改選実態調査の結果と一斉改選に向けたモデルスケジュールの提示により、早期に一斉改選の取り組みを始める必要性について周知してきた。

結果、令和5年度の改選実態調査によると、一斉改選前年から取り組みに着手する民児協の割合が22.9ポイント増加し59.6%となった。このことは、貴連盟がなりて不足の問題に対してエビデンス（根拠）をもって計画的に取り進めてきた結果であり高く評価したい。関連して、委嘱権者である北海道とも、課題共有や役割分担を明確にするなど、緻密な連携を図っている点についても評価したい。

(3) 民児協事務局職員研修会の定例化について

民児協事務局職員を対象とした研修実施の必要性については、本委員会の前身である「民生委員児童委員の研修のあり方に関する検討委員会」（以下「研修検討委員会」）において、令和3年1月に提案し、コロナ禍を経て令和5年度に実現した。研修後のアンケート結果報告を受け、本委員会としては、令和5年度中間答申において当事業を継続実施すべきとの具申をしたのである。事業の継続性を担保するために、公益目的事業に位置付けている点は、貴連盟の覚悟と真摯な姿勢が伝わってくる。支える人を支える研修事業として、今後もプログラムの充実に期待したい。なお、他都府県民児協においては、当事業の開催事例は希少であるがゆえに、先駆的・先進的な取り組みであることを指摘しておきたい。

(4) 中堅民生委員児童委員教室事業の新たな体系化について

中堅民生委員児童委員教室事業（以下、「中堅教室」）は、過去において運営形態や事業コストに大きな課題を抱えており、研修検討委員会当時の答申ではそのあり方について問題を提起した経過がある。コロナ禍を契機に、地方開催および2類型（「リーダースキル養成型」と「ファシリテーター養成型」）によるプログラムの実施を提案した。このことを受け貴連盟では、令和4～6年度の3か年をかけて、リーダースキル養成型を4支部、ファシリテーター養成型を6支部で研究事業として中堅教室を開催している。

これらの実践の結果、従来の研修形態であるリーダースキル養成型については、講師の一元化およびプログラムの再編、並びに会場等の変更等により、研修の質を担保しつつも事業コストの大幅な改善に至っている。指定支部からの感想では、「プログラムの進め方がとても新鮮であり、コロナ禍を経て、委員同士のコミュニケーションが低下したと感じていたが、この研修を受け、委員同士の交流が促進され、個々の委員が意見を出しやすい関係づくりが図れた」という高い評価を得ている。

一方、新規事業として取り組んだファシリテーター養成型については、定例会運営や民児協活動を促進する人材育成をねらいとしたリーダー候補養成プログラムとしてその体系化を図ってきたところであるが、“民生委員活動のふりかえり”という点においては、会長、副会長や新任委員等、キャリア（経験年数）を問わない学習効果があることが明らかになっている。当然、定例会の運営を活性化する人材（ファシリテーター）養成の側面も十分留意している。指定を受けた支部から高い評価を得ており、参加者の中には定例会においてワークショップを実践したい意向を示す委員も複数いる。ファシリテーター養成型のプログラムについては、令和7年度においては市町村民児協活性化事業研修特化型指定として組み替えることで、研究実践の成果を既存事業として継続させる点は非常に評価したい。

以上のことから、令和3年以降、根気強く検討を重ねてきた中堅教室の改革については、良い形で効果的な着地点を見出せたと考える。

5. 本委員会の答申内容

(1) 提案事項1「ICT導入による新たな民生委員活動の展開について」

コロナ禍を経て民生委員活動を取り巻く状況の中に、ICTの活用は根付き始めている。実際の活動場面においては、LINEグループの活用等の事例が挙げられ、貴連盟においても、研修動画のオンデマンド配信やオンラインサロンの実施等、対面事業の代替ではないICTの効果的な活用が図られている。

その中であって、旭川市では「民生委員児童委員専用業務支援システム」の開発に着手し、2つの単位民児協において試験運用している。このシステムは、活動記録の入力および自動集計、民児協内の連絡調整、活動に関する福祉サービス等の情報提供、研修動画の視聴等、その機能は多岐にわたり、一部の委員にタブレット端末を配布しシステムの運用を図っている状況にある。タブレットやシステムの導入費用など、自治体の財源措置や経常費用の負担の課題があるため、他市町村において同様のシステム導入を即断するのは容易ではないと考えられるが、これらの実践事例は、民生委員活動の負担軽減の新たな可能性を示唆するものであることから、全道的な情報共有を図ることを進言する。

(2) 提案事項2「児童委員活動における福祉教育の推進について」

貴連盟では、民児協が子どもに関する取り組みに着手しやすいように、令和3年度から子ども向けフリーペーパー「みんなのせい」（全民児連作成）の無償提供を行う「子どもに向けたPR大作戦」を実施している。この実践は、子どもと共に豊かなくらしや支え合いの心を民生委員と育てていくことも意図した福祉教育的効果がある。この取り組みについて、数量的な評価は極めて困難であるが、市町村民児協からの報告によると、子どもに対する福祉教育の効果はもとより、コロナ禍で希薄化した学校との関係構築、子どもの保護者や

町内会に対してPRできるなど、多様な取り組みや効果が報告されている。

しかしながら、「みんせい」は令和3年に作成されたフリーペーパーであり、発行から相応の年数が経過している。加えて、監修の名称は全民児連であり、貴連盟の名称は記載が一切ない。このことから、北海道独自の子ども向けフリーペーパーの作成に取り組むよう進言する。原案作成には本委員会としても協力は惜しまない。

(3) 提案事項3 「住民支え合いマップの推進について」

本委員会では、住民支え合いマップに関する事業の現状と課題について、議論を重ねてきた。民生委員活動における住民支え合マップの推進にあたっては、その作成方法を習得するだけでは不十分で、その取り組みを機能させていくための組織マネジメントも重要にある。また、支え合いマップの取り組みを、組織として実施するのか、委員個人として実施するのか、そのメリット、デメリットも整理が必要である。これらのことについて集中的な検討を重ねていくため、作業部会の設置を議論したが、今年度実働には至らなかった。今後課題を整理しつつ論議を深め、答申への責務を果たしたい。

住民支え合いマップは、活動指針の中でも4つの重点項目を包含し、下支えする取り組みに位置付けられている。ただ、これまでの実践の経過から、残念なことにマップ作成の効果については概要説明だけでは伝わらない。実践をしながら住民支え合いマップの意義や効果を理解し定着させていくことが必要になるのではなかろうか。

これらの背景から、貴連盟では次年度において研究協議会の開催を一時凍結し、希望する民児協に対する現地指導の再開を計画している。本委員会としてはこの選択を支持する。ただ、現地指導の実施にあたっては、前述のとおり住民支え合いマップの技術習得に並行して、組織マネジメント機能の強化も図っていく必要がある。この実践は体系化を図るうえで相当な時間を要することが想定され、本委員会の中でも検討を重ねていくが、現地指導の実施にあたっては、そのことを念頭においた中長期的な視点での展開を強く期待したい。さらに先進地区の富良野市民児協との研修視察に取り組む他市町民児協の動きにも注視していきたい。

(4) 提案事項4 「事務局職員を対象としたオンラインサロンの実施について」

本委員会では事務局職員研修の実践を高くしている。ただ、参加者の約6割はオンラインであるものの、2日目のグループワークのプログラムは、事業運営の都合上、対象としていない状況にある。しかし、市町村民児協同士の横の連携が作りにくい状況もあるため、事務局職員にこそオンラインサロンが必要なのではなかろうか。ニーズもあることが予想されることから、事務局オンラインサロンの取り組みについて提案したい。

(5) 提案事項5 「調査研究事業に関する報告機会の拡大について」

貴連盟において、さまざまな統計調査から得られた実態の分析を基盤に各種事業を組み立てている点は、まさにソーシャルアドミニストレーション（社会福祉運営管理）を効果的に実践している全国的なモデルでもある。さらに、統計調査の結果を丁寧にまとめた報告書を作成し、各種媒体で周知していることを高く評価する。ただ、学術的な統計データについては、分かりにくい点は否めない。そのことを補完するためにも各種調査結果を説明する機会は重要であるが、現状において、その説明を受けることができる事業は、支部長セミナー、事務局職員研修、全道民児協会長・副会長研究協議会の3事業だけである。また、そのプログラムに参加できる対象は一部の関係者に限られており、一般の委員が説明を聴ける研修体系にはなっていない。

このことから、一般の委員が統計調査の結果に触れる機会を設けることを目的に、道内14管内で開催する専門研修における選択講義の一つとしてメニュー化することを進言したい。この取り組みはであれば、既存事業の範疇で実施可能であり、新たな財源措置も必

要ないため着手しやすいものとする。

さらに、調査研究結果の成果物については、北海道および市町村、社会福祉協議会等をはじめとする民生委員を支える行政および関係機関にも周知し、課題の共有を図ることを進言する。

(6) 提案事項6「事業の総体的な見直しについて」

2類型による中堅教室の実施、視聴覚教材（DVD）の作成、研修等動画のオンデマンド配信、おしゃべりサロン（オンラインサロン）の定例実施、子どもに向けたPR大作戦、事務局職員研修、各事業におけるオンライン配信、これらの事業および実践は、いずれもコロナ禍以降（令和2年度以降）から開始した新規事業である。逆に、廃止した事業や取り組みはない。本委員会は、諮問事項に対してさまざまな提案をしてきたが、現状の職員体制では、働き方改革の時流を踏まえても、新規事業への着手は困難であると考えている。公益法人という団体の性質上、事業内容を安易に変更できない事情は承知しているが、貴連盟の使命を果たす意味でも組織体制の維持や事業の存続は必須であることから、一定の時期を見計らって、財源の問題も含め事業の統廃合に関する法人的な議論を進めていただくことを進言したい。

(7) 提案事項7「本委員会のこれまでの実践の総括について」

本委員会の前身である研修検討委員会は、委員同士が支え合う風土づくりをねらいとした研修のあり方を模索することを目的として令和2年度に設置された。この背景には当時から民生委員のなりて不足の課題が取り上げられており、2025年問題に直面する令和7年一斉改選を見据えてきた。

そして、令和4年度に「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会」に改組。今日的課題の解決にあたっては、長期的な取り組みと視点が必要であることから、本委員会は令和5年度に「民児協のあり方検討委員会」として常設設置されるに至った。研修検討委員会の発足から数え足掛け5年にわたってさまざまな議論を重ねてきた。

本委員会ではこれまで、75歳未満の退任者を減らすことの重要性を言及してきた。令和4年一斉改選における75歳未満の退任者は1,140名。令和元年度と比較し15.3%減少している。この結果について、貴連盟の実践がどれだけ作用しているのか根拠をもって説明することは困難であるが、少なからず貴連盟が目標としてきたことが成果として表れているものと認識している。

そして、来年度には目標としてきた令和7年一斉改選を迎える。現時点では一斉改選の結果を見通すことは困難であるが、少なくとも、これまで貴連盟と本委員会が両輪となり実践してきたことは、後世に紡ぐべき価値がある。このことから、本委員会の変遷や実践経過に関する報告書の作成、そして、報告会等を通じてこれまでの実践を道内の民生委員と共有する機会を設けていただくことを提案したい。

6. 参 考：令和5年度答申内容のうち未進捗の取り組み

(1) 提案事項1「活動指針に関する取り組み実践事例集の作成について」※再掲

諮問事項のひとつである第3次北海道民生委員児童委員活動指針（以下、「活動指針」）に関することについて、本委員会としても十分な取り組みがなされていないことから、進捗状況の評価に及ばないことが危惧される。

その解決のひとつの方法として「市町村民児協活性化事業におけるモデル指定民児協の選考」を諮問されている本委員会としても、事業の内容に着目しつつ、経過を含めモデル指定終了後の報告に関連する活動指針の内容と評価、そして課題等について記載するよう提案したい。

その報告書を「実践事例集」として取りまとめつつ、活動指針の評価について言及することが必要不可欠であると考え。そして、「実践事例集」を発行するのはあくまでも手段であり、それを通して広く第3次活動指針についての取り組みの強化と意識啓発及び改善を図らなければならないことは言うまでもない。発行部数が少ないため全民生委員に実践が伝わらないなど、普及・啓発にあたっての各種課題は存在するが、その上で、目的意識をもった活動を再構築することが急務であると考え。

(2) 提案事項5「市町村民児協ヒアリングおよびケーススタディについて」※再掲

市町村民生委員児童委員協議会基本調査（以下、「基本調査」）では、全道的な民児協の動向は把握できるが、その裏付けになる事実との突き合わせをしなければならない。地域の抱える課題を正しく認識し、それを元に統計的な数字を活用した傾向と対策を練った戦略を立てなければならない。

そこで、基本調査から抽出された市町村民児協へのヒアリングを実施し事例研究を行うことで、市町村民児協が抱える現状を訴える行政との協議資料として望むことが可能となるであろう。

貴連盟職員だけでは手は回らず、予算措置の問題もあるが、内部委員会として設立された本委員会委員にも、何らかの手助けは可能であると考え。実施の実現に向けて前向きに検討されるようお願いしたい。

(3) 提案事項7「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめの改訂について」※再掲

貴連盟では、民生委員児童委員の早期退任傾向改善の手段として、モチベーション向上を図るプログラムを開発し広めることを目的に、令和3年3月に「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」（以下「テキスト」）を作成、道内の単位民児協会長に配布した。その後、テキストを使用した模擬プログラムの実施（全道民児協会長・副会長研究協議会）や、ファシリテーター養成を目的としたプログラムの教材（地方版中堅民生委員児童委員教室）として活用している状況にある。

このテキストの活用をさらに広げるために、活動指針と連動した構成に改訂し、委員によるワークショップの実施並びに活動指針の普及啓発を図ることを提案したい。